

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第 7 号

損害賠償の額の決定について

電話代の支払遅延を理由とした延滞利息の加算による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 7 年 4 月 2 3 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

東京都港区に本社を置く金融会社

2 事故の概要

小学校で使用している電話料金の令和 7 年 2 月支払分の支払漏れにより、延滞利息金を支払うこととなった。

3 損害賠償の額

8 4 円